

「車両管理業務談合事案に係る再発防止対策検討委員会」の設置について

平成 21 年 6 月 5 日

国 土 交 通 省

1 趣旨

今般、国土交通省発注の車両管理業務に関して、公正取引委員会より、事業者に対して、独占禁止法上の事前通知が行われた。また、国土交通省の職員やOBが受注調整に関与した疑いがあるとの報道もなされている。

このため、国土交通大臣の指示の下、外部有識者の参画を得て、事実関係の調査、背景・原因の解明及び昨年来実施してきた車両管理業務に係る入札改革の検証を含めた再発防止対策の検討を実施する「車両管理業務談合事案に係る再発防止対策検討委員会」（以下「委員会」という。）を国土交通本省に設置する。

2 構成

(1) 委員会の構成【別紙参照】

委員会は、事務次官を委員長に、監察部門を含む大臣官房及び関係部局の部局長を委員とするほか、調査の公正性・厳正性、検討の専門性を確保するため、法曹関係者等の学識経験者からなる本省の公正入札調査会議の委員が外部有識者として参画する。

(2) 事務局体制

委員会の事務は、大臣官房会計課が、人事課、地方課、技術調査課、監察官等の協力を得て処理する。

委 員 名 簿

委員長 事務次官

副委員長 技監、国土交通審議官

委 員 官房長、総括監察官、河川局長、道路局長、港湾局長、
北海道局長、北海道開発局長

有識者委員 和泉澤 衛 東京経済大学現代法学部教授（元公正取引委員会総
括審議官）

大橋 弘 東京大学大学院経済学研究科准教授

金本 良嗣 東京大学大学院経済学研究科・公共政策大学院教授

郷原 信郎 名城大学教授（元東京地方検察庁検事）

長瀧 重義 愛知工業大学工学部教授

奈良 輝久 弁護士

堀田 昌英 東京大学大学院新領域創成科学研究科准教授

升田 純 中央大学法科大学院教授（元東京高等裁判所判事）

宮本 健蔵 法政大学法学部教授

（五十音順、敬称略）

国土交通省が発注する車両管理業務の入札参加業者らに対する
排除措置命令、課徴金納付命令等について

平成21年6月23日
公正取引委員会

公正取引委員会は、国土交通省が北海道開発局及び各地方整備局において発注する車両管理業務^(注1)の入札参加業者らに対し、独占禁止法の規定に基づいて審査を行ってきたところ、同法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして、本日、同法第7条第2項の規定に基づく排除措置命令及び同法第7条の2第1項の規定に基づく課徴金納付命令を行った（違反行為については別添排除措置命令書参照。）。

また、前記違反行為のうち北海道開発局において発注する車両管理業務に係るものに関し、国土交通省の職員による入札談合等関与行為が認められたため、本日、国土交通大臣に対し、入札談合等関与行為防止法の規定に基づき、改善措置要求を行った。

さらに、前記違反行為のうち北海道開発局並びに東北、関東、北陸、中部及び九州の各地方整備局において発注する車両管理業務に係るものに関し、入札参加業者が役員又は従業員として受け入れていた国土交通省又は旧建設省若しくは旧北海道開発庁の退職者が関与していた事実が認められたため、本日、国土交通省に対し、必要な措置を採るよう要請を行った。

（注1） 契約で定めた一定期間、顧客が保有する車両の運転、点検整備等を行う業務（他の業務が併せて発注される場合には当該他の業務を含む。）をいう。

第1 排除措置命令及び課徴金納付命令について

1 違反事業者名、排除措置命令及び課徴金納付命令の受命件数並びに課徴金額
（違反事業者の詳細等については別表のとおり。）

番号	違反事業者名	排除措置命令受命件数	課徴金納付命令受命件数	課徴金額（合計）
1	日本道路興運株式会社	9件	9件	16億3306万円
2	北協連絡車管理株式会社	1件	1件	3億0053万円
3	日本総合サービス株式会社	9件	9件	2億7749万円
4	大新東株式会社	7件	7件	2億0645万円
5	ムサシ興発株式会社	1件	1件	6493万円
6	株式会社日経サービス	1件	1件	4113万円
7	株式会社セノン	3件	1件	2506万円
8	株式会社安全エンタープライズ	1件	1件	2148万円
9	株式会社ニシノ建設管理	1件	1件	1651万円
10	株式会社アクアテルス	1件	1件	1635万円
11	株式会社関東ロードメンテナンス	—	—	—
合 計				26億0299万円

問い合わせ先 公正取引委員会事務総局審査局第一審査
電話 03-3581-4960（直通）
ホームページ <http://www.jftc.go.jp>

(注2) 表中の株式会社関東ロードメンテナンスは、平成20年4月30日付けで解散の決議を行い、事業活動の全部を取りやめており、同年7月29日付けで清算が終了している。

(注3) 表中の「-」は、その事業者が排除措置命令又は課徴金納付命令の対象とならない違反事業者であることを示している。

2 違反行為の概要

(1) 本件においては、北海道開発局及び各地方整備局ごとに、次の各違反行為が認められた。

ア 北海道開発局において発注する車両管理業務

北協連絡車管理^(注4)、日本道路興運、大新東及び日本総合サービスの4社は、北海道開発局発注の特定車両管理業務^(注5)について、遅くとも平成14年3月19日以降^(注6)共同して、受注価格の低落防止等を図るため、北協連絡車管理の専務^(注7)が落札予定者として選定した者を受注予定者とし、受注予定者以外の者は、受注予定者が受注できるようにすることにより、公共の利益に反して、北海道開発局発注の特定車両管理業務の取引分野における競争を実質的に制限していた。

イ 各地方整備局において発注する車両管理業務

下表の「違反事業者名」欄記載の事業者は、「地方整備局名」欄記載の地方整備局発注の特定車両管理業務^(注8)について、それぞれ、遅くとも平成17年1月1日以降^(注9)共同して、受注価格の低落防止等を図るため、既存業者^(注10)を受注予定者とするなどして受注予定者を決定し、受注予定者以外の者は、受注予定者が受注できるようにすることにより、公共の利益に反して、それぞれの地方整備局発注の車両管理業務の取引分野における競争を実質的に制限していた。

	地方整備局名	違反事業者名
①	東北地方整備局	日本道路興運 日本総合サービス 大新東 セノン
②	関東地方整備局	日本道路興運 ムサシ興発 大新東 日本総合サービス 安全エンタープライズ ニシノ建設管理 関東ロードメンテナンス
③	北陸地方整備局	日本道路興運 日本総合サービス 大新東
④	中部地方整備局	日本道路興運 日本総合サービス セノン 大新東
⑤	近畿地方整備局	日本道路興運 大新東 日経サービス 日本総合サービス アクアテルス
⑥	中国地方整備局	日本道路興運 日本総合サービス
⑦	四国地方整備局	日本道路興運 日本総合サービス
⑧	九州地方整備局	日本道路興運 日本総合サービス 大新東 セノン

(2) 北協連絡車管理は前記(1)アの北海道開発局発注の特定車両管理業務の大部分を受注し、日本道路興運及び日本総合サービスの2社は前記(1)イの各地方整備局発注の特定車両管理業務について、地方整備局ごとに、その過半ないし全部を受注していたところ、本件においては、これら3社が自社の役員又は従業員として受け入れていた国土交通省又は旧建設省若しくは旧北海道開発庁の退職者が、それぞれ、他の入札参加業者との間で前記(1)アの違反行為並びに前記(1)イの表の①から④まで及び⑧の各地方整備局発注の特定車両管理業務に係る違反行為を実施するための入札価格等に関する情報の交換を行っていた事実が認められた。

(注4) 事業者名は以下すべて「株式会社」を省略して表記している。

- (注5) 国土交通省が北海道開発局の各開発建設部の事務所等において指名競争入札の方法により発注する車両管理業務をいう。
- (注6) 大新東にあつては平成15年3月11日以降の行為である。
- (注7) 旧北海道開発庁北海道開発局の退職者であつて、平成17年5月27日までは北協連絡車管理の常務取締役、同日から平成19年6月5日までは専務取締役、同年7月1日から平成20年6月30日までは顧問の職にあつた者をいう。
- (注8) 地方整備局発注の特定車両管理業務とは、国土交通省が各地方整備局の河川国道事務所等において一般競争入札又は指名競争入札の方法により発注する車両管理業務をいう。
- (注9) 東北地方整備局発注の特定車両管理業務について、大新東にあつては遅くとも平成18年3月24日以降、セノンにあつては遅くとも平成20年3月25日以降、関東地方整備局発注の特定車両管理業務について、関東ロードメンテナンスにあつては平成20年4月30日までの間、九州地方整備局発注の特定車両管理業務について、大新東にあつては遅くとも平成19年3月30日以降、セノンにあつては遅くとも平成20年3月26日以降の行為である。
- (注10) 事務所等において入札が行われる時点で当該事務所等における車両管理業務の委託を受けている者をいう。

3 排除措置命令の概要

前記2(1)の北海道開発局及び各地方整備局における違反行為ごとに、以下のとおり排除措置命令を行った。

- (1) 排除措置命令の対象事業者（以下「名あて人」という。）は、それぞれ、前記2(1)の行為を取りやめている旨を確認すること及び今後、前記2(1)の行為と同様の行為を行わず、各社がそれぞれ自主的に受注活動を行う旨を、取締役会等において決議しなければならない。
- (2) 名あて人は、それぞれ、前記(1)に基づいて採った措置を、自社を除く名あて人及び北海道開発局又は各地方整備局に通知し、かつ、自社の従業員に周知徹底しなければならない。
- (3) 名あて人は、今後、それぞれ、相互の間において、又は他の事業者と共同して、前記2(1)の行為と同様の行為を行ってはならない。

4 課徴金納付命令の概要

課徴金納付命令の対象事業者は、平成21年9月24日までに、それぞれ別表の「課徴金額」欄記載の額（総額26億299万円）を支払わなければならない。

第2 国土交通大臣に対する改善措置要求等について

1 入札談合等関与行為の概要

前記第1の2(1)アの違反行為に関し、国土交通省の北海道開発局開発監理部の部長又は次長が、北協連絡車管理の社長^(注11)に対し、また、同部総務課事務管理班の班長又は開発専門官が、北協連絡車管理の専務に対し、北海道開発局発注の特定車両管理業務のうち少なくとも平成14年度から平成18年度まで^(注12)に実施されたものについて、毎年、当該車両管理業務の指名競争入札に係る指名通知がなされる前に、未公表情報である当該入札に係る指名業者の名称又は当該入札の実施を予定する事務所等が置かれている開発建設部の名称若しくは当該事務所等の名称を教示していた事実が認められた。

(注11) 旧北海道開発庁北海道開発局の退職者であつて、平成18年6月2日まで北協連絡車管理の代表取締役社長の職にあつた者をいう。

(注12) 平成13年度以前に実施された車両管理業務についてはすべての事務所等において随意契約の方法により発注していたところ、平成14年度に実施された車両管理業務について一部の事務所等において指名競争入札の方法により発注し、以降順次指名競争入札の方法により発注する事務所等の範囲を拡大して、平成18年度以降に実施された車両管理業務についてはすべての事務所等において指名競争入札の方法により発注していた。

2 該当法条及び改善措置要求等

国土交通省の職員による前記1の行為は、入札談合等関与行為防止法第2条第5項第3号（発注に係る秘密情報の漏えい）の規定に該当し、入札談合等関与行為防止法に規定する入札談合等関与行為と認められる。

よって、公正取引委員会は、国土交通大臣に対し、入札談合等関与行為防止法第3条第2項の規定に基づき、今後、前記1の行為と同様の行為が生じないよう、北海道開発局発注の特定車両管理業務について、当該入札談合等関与行為が排除されたことを確保するために必要な改善措置を速やかに講ずるよう求めるとともに、この求めに応じて同条第4項の規定に基づき国土交通大臣が行った調査の結果及び講じた改善措置の内容について、同条第6項の規定に基づき公正取引委員会に通知するよう求めた。

また、会計検査院に対して、入札談合等関与行為の排除及び防止に万全を期す観点から、通知を行った。

第3 国土交通省に対する要請について

1 要請の対象となった行為の概要

前記第1の2(1)アの違反行為並びに前記第1の2(1)イの表の①から④まで及び⑧の各地方整備局発注の特定車両管理業務に係る違反行為に関し、名あて人のうち北協連絡車管理、日本道路興運及び日本総合サービスの3社が受け入れていた国土交通省又は旧建設省若しくは旧北海道開発庁の退職者が、それぞれ、他の入札参加業者との間で当該各違反行為を実施するための入札価格等に関する情報の交換を行うなど、当該各違反行為に関与していた事実が認められた。

2 要請の概要

公正取引委員会は、国土交通省に対し、国土交通省が北海道開発局及び各地方整備局において発注する車両管理業務について、今後、国土交通省の職員が退職後に前記1の行為と同様の行為をすることがないようにするために必要な措置を採ることを要請した。

番号	事業者名 本店の所在地 代表者	排除措置命令の有無及び課徴金額 (上段:排除措置命令, 下段:課徴金額(万円))									合計 (万円)
		北海道 開発局	東北地方 整備局	関東地方 整備局	北陸地方 整備局	中部地方 整備局	近畿地方 整備局	中国地方 整備局	四国地方 整備局	九州地方 整備局	
1	日本道路興運株式会社 東京都新宿区西新宿六丁目6番3号 代表取締役 山口 哲也	○	○	○	○	○	○	○	○	○	9件
		8,423	15,935	27,392	15,890	28,945	20,803	11,816	12,795	21,307	163,306
2	北協連絡車管理株式会社 札幌市北区北十一条西二丁目10番地4 セントラル札幌北ビル 代表取締役 坂下 正博	○									1件
		30,053									30,053
3	日本総合サービス株式会社 東京都品川区西五反田七丁目10番4号 代表取締役 渡邊 五郎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	9件
		874	7,724	2,978	1,604	2,840	1,729	1,964	1,764	6,272	27,749
4	大新東株式会社 東京都調布市調布ヶ丘三丁目6番地3 代表取締役 玉山 雅之	○	○	○	○	○	○			○	7件
		6,319	1,174	3,689	845	508	7,688			422	20,645
5	ムサン興発株式会社 埼玉県八潮市大字木曾根506番地 代表取締役 新井 典			○							1件
				6,493							6,493
6	株式会社日経サービス 大阪市中央区南船場一丁目17番10号 代表取締役 近藤 泰章						○				1件
							4,113				4,113
7	株式会社セノン 東京都新宿区西新宿二丁目1番1号 代表取締役 入間川幸道		○			○				○	3件
			-			2,506				-	2,506
8	株式会社安全エンタープライズ 長野市稲葉916番地 代表取締役 原田 千幸			○							1件
				2,148							2,148
9	株式会社ニシノ建設管理 山梨県甲斐市竜王1488番地2 代表取締役 西野 健二			○							1件
				1,651							1,651
10	株式会社アクアテルス さいたま市中央区新都心5番地2 代表取締役 塩入 淑史						○				1件
							1,635				1,635
11	株式会社関東ロードメンテナンス(注3) 栃木県小山市駅南町二丁目26番地2 旭ビル			-							-
				-							-
違反事業者数		4社	4社	7社	3社	4社	5社	2社	2社	4社	35社
排除措置命令対象事業者数		4社	4社	6社	3社	4社	5社	2社	2社	4社	34社
課徴金納付命令対象事業者数		4社	3社	6社	3社	4社	5社	2社	2社	3社	32社
課徴金額合計		45,669	24,833	44,351	18,339	34,799	35,968	13,780	14,559	28,001	260,299

(注1) 表中の「○」は、その事業者が排除措置命令の対象事業者であることを示している。

(注2) 表中の「-」は、その事業者が排除措置命令又は課徴金納付命令の対象とならない違反事業者であることを示している。

(注3) 株式会社関東ロードメンテナンスは、平成20年4月30日付けで解散の決議を行い、事業活動の全部を取りやめており、同年7月29日付けで清算が完了している。

北海道開発局内部統制及びコンプライアンス強化計画

平成21年2月27日
北海道開発局

I 基本方針

1. 計画策定の趣旨・目的

昨年、農業土木工事や河川改修工事に係る一連の入札談合事案が判明し、さらに本年2月に釧路管内の道路改良工事に係る競売入札妨害事案が判明するなど北海道開発局（以下「開発局」という。）における度重なる不祥事によって、北海道開発行政に対する信頼を著しく損ねることとなった。

これらの事案の判明により、開発局における業務運営や人事管理に関する統制（以下「内部統制」という。）に不適切な面があり、コンプライアンスが不徹底であったことが明らかとなった。今後、こうした不祥事の根絶を図るに止まらず、開発局の組織運営の適正化に向け、内部統制を強化すると同時に、管理職の立場にある者はもとより、職員一人一人がコンプライアンスの徹底と綱紀の厳正な保持に取り組み、職務の遂行に当たることが喫緊の課題となっている。

開発局としては、今後、このような不祥事を起こさないという堅い決意の下、「北海道開発局内部統制及びコンプライアンス強化計画（以下、「強化計画」という。）」を策定し、取組の具体的な実施内容と実施工程を明確化する。

2. 強化計画の範囲

強化計画においては、「北海道開発局入札談合事案に係る再発防止対策検討委員会中間報告書」（以下「中間報告」という。）に基づく再発防止対策の具体化に加え、開発局における内部統制の強化とコンプライアンスの徹底に向けて必要な取組を含むものとする。

3. 強化計画の推進体制

開発局において強化計画に基づく対策を組織及び職員全体に徹底し、その実効性を確保するため、本局に局長を本部長とし、部次長・調整官以上を構

成員とする「北海道開発局コンプライアンス推進本部」を置く。この本部において、第三者の参画を得て強化計画の実施を督促し、実施状況をフォローアップするとともに、本局各部及び各開発建設部に対し継続して徹底させるよう指導、監督を行うこととする。

また、各開発建設部に開発建設部長を本部長とし、本部課長相当職及び管下所長以上を構成員とする「開発建設部コンプライアンス推進本部」を置き、各開発建設部における本計画の実施状況をフォローアップするとともに、継続して徹底させるよう指導、監督を行うこととする。

Ⅱ 主要施策

1 人事配置及び業務運営の見直し

一連の談合事件の背景や原因を考察した結果、北海道という地域に密着し、長年にわたり専門分野に特化した閉鎖的な業務運営と人事管理を行ってきたために、一部の幹部職員や元職員の間で秘密裏に違法な行為を行うことが可能な状況にあったことが明らかとなった。このような状況を是正するため、旧北海道開発庁以外の機関との交流や部門間交流の拡大などに取り組むこととする。

また、累次の再発防止対策を実施してきたにもかかわらず、談合を防止できなかったことから、中間報告に記載された再発防止対策の実施に加え、開発局の主要業務の運営状況について総点検を実施し、内部統制とコンプライアンスの強化を図ることとする。

(1) 人事管理と人事配置の見直し

① 技術系職員の人事の一元化

これまで各事業部門で行ってきた技術系職員の人事管理に関する事務とこれに係る本省等との連絡調整を、直ちに開発監理部に一元化する。このために必要な体制については、平成21年4月に暫定的に措置し、平成22年度概算要求において所要の組織要求を行う。

② 人事管理に関する基本方針

旧北海道開発庁及び開発局採用の職員の人事管理については、

- ・ 採用試験の区分にかかわらず、幅広い視野に立った業務遂行が可能となるような能力を涵養するため、将来の幹部候補者には、一定の官

職に就くまでに、本省を含む他機関や開発局の他部門を適宜経験させること

- ・ 開発局幹部職員への任用前に、その適格性について判断するために必要な情報を収集し、厳正に評価される環境を整備することを基本とする。

③ 主要ポストにおける外部機関との交流・部門間交流の拡大

開発局の主要な幹部職員の人事配置については、相互にチェックや抑制が働くように外部機関との人事交流や部門間での人事交流がこれまで以上に促進されることとなる。

このような人事配置と併せて、(2)の業務運営の見直しを徹底することにより、一部の者により不適切な業務運営や人事管理が行われにくい環境の創出を図る。

(2) 業務運営の見直し

北海道開発局コンプライアンス推進本部及び開発建設部コンプライアンス推進本部（以下「推進本部」という。）の監督の下、談合等不祥事の発生を防止するための業務運営の改善に加え、開発局における業務運営全般の合理化、効率化を図る観点からの内部統制の強化を図るため、本局は、平成21年度から、意思決定プロセス、予算執行・事業執行プロセス、入札契約プロセス、調査・調整プロセス、情報管理、人事管理など主要な業務運営について、業務執行における非効率の排除、各種のミス（不祥事を含む。）の発生リスクと回避方法の確立などの対応、権限・責任の明確化といった観点に立って、総点検を実施する。点検の結果、明らかとなった問題点については、速やかに改善を図る。

総点検及び改善状況の結果を平成21年度末に取りまとめ、強化計画の実施状況等に係る内部統制等報告書において公表する。

2. 入札契約のプロセスの見直し

開発局では、農業土木事案の発覚を踏まえて、「入札契約手続きに係る当面の対応について」を平成20年5月20日から緊急に実施するとともに、これまでに順次必要な対策の拡充を図ってきた。

本局は、各開発建設部等における入札契約のプロセスを見直し、これらに関する諸規程の改正を原則平成21年3月までに行い、各開発建設部等における円滑な業務執行が図られるよう職員に対する周知を行う。また、入札参加者等に対してもその旨周知を図る。

各開発建設部等は、諸規程の改正について、入札契約、設計・積算等に関わる全職員に対して周知徹底するとともに、入札参加者等に対する周知に努める。

(1) 入札契約における業務分担の見直し

事業担当次長が責任者となっていた技術審査会について、部門横断的な立場にある技術管理官が全事業に関する技術審査会の責任者として一元的に管理できるよう、本局において平成21年3月までに所要の運用方針規程の改正を行う。これにより、事業担当次長が担当する設計・積算部門と分離させる。

また、技術審査会の開催・運営状況等を毎年フォローアップし、より適正・円滑な業務運営に資するよう努める。

(2) 競争性の一層の向上

① 一般競争入札の拡大

一般競争入札については、予定価格5千万円以上の全ての工事において実施しているが、競争性、公平性をより一層向上させるため、会計法、予算決算及び会計令等関係法規に定められている災害等に係るいわゆる緊急随意契約を除き、一般土木工事全てについて一般競争入札とし、本局において、平成21年3月までに所要の規程改正をする。

② 直近上下位ランクへの競争参加の拡大

一般土木工事及び建築工事において、平成21・22年度競争参加資格審査の格付け状況、工事規模及び工事難易度等を踏まえ、直近上下位ランクへの競争参加機会の拡大について、本局において検討し、平成21年3月までに所要の規程を改正の上、平成21年4月から実施する。

③ 価格以外の多様な要素が考慮された競争

総合評価方式については、価格のみならず総合的な価値による競争を促進するため、評価項目のさらなる充実と透明性の向上を図り、工事の内容等に応じて評価項目の設定や加算点の得点配分などを適切に設定し、引き続き、原則、全ての工事で実施する。

また、本局において、標準的な評価項目や得点配分などについて、毎年見直す。見直し内容については、第三者機関である総合評価審査委員会で審議し、より一層、評価項目等の充実と透明性の向上を図っていく。

(3) 情報公開の徹底と機密情報管理体制の厳格化

① 情報公開の徹底

発注工事等に係る受注業者選定過程等の透明性を高めるため、入札結果等の公表を行っているが、透明性の確保や不正行為の防止のため、各開発建設部において、引き続き着実な実施に努める。

なお、現在、公表している契約方式、入札価格などの入札経過に関する情報に加えて、工事等の具体的な内容等の情報を集約するなど、一覧性のある情報開示の方法を、本局において平成21年6月までに検討することとし、併せて、ホームページで公表する場合に検索しやすいよう工夫するものとする。

② 予定価格等の機密情報徹底管理

入札契約に関する機密情報である予定価格、工事費積算資料、入札参加者名及び技術評価点等については関係書類の保管・処分方法を含めて、業務遂行以外に利用されないよう情報管理を徹底する。

ア 予定価格の徹底管理

予定価格の決定については、予定価格の漏洩防止の観点から、全入札参加者が入札書投函後、開札の前日までに行うことを試行することとし、本局において平成21年3月までに所要の規程を策定する。

なお、試行状況について平成22年1月に調査し、その結果により、必要に応じ開札日の設定など入札スケジュールの見直しを行う。

イ 工事費積算システムの改良

工事費積算システムについては、予定価格の漏洩防止の観点から、パスワード等で利用者権限の規制をかけ、積算担当職員がシステムで出力できるのは工事原価までとするシステム改良を本局において行い、当該積算システムにおいて、全ての工事で工事費まで出力できるのは管理職員（開発建設部は次長、事務所等は所長）とした（平成20年10月実施済み）。

ウ 企業名についての情報に接する者の制限

入札参加希望者に入札公告や公示用設計図書等の電子的提供（ダウンロード）を行うためのシステムについては、発注担当者はID/パスワードにより利用者権限が与えられ、現状では企業のダウンロード状況が確認できる状態となっているため、入札参加者名の漏洩防止の観点から、契約担当課

以外の職員が企業名の閲覧が出来ないようにシステムを改良する。また、当該システムへのアクセス記録について、誰が、いつアクセスしたかのチェックを行うことができるような体制を整備する。

システムの改良については、本局において平成21年4月以降改良の準備に着手することとするが、改良までの間、当面の措置として、契約担当課以外の職員におけるダウンロードシステムの操作は、設計図書等のアップロードのみとし、他の操作は行わないこととする。

エ 工事発注計画に関する情報収集ルールの明確化

これまで、本局が工事の発注見通しの公表や各種調査依頼対応等のため工事発注前の計画等の情報を担当毎に収集していたが、工事発注計画に関して情報収集する際には、本局事業振興部工事管理課長が各開発建設部長に照会し、各開発建設部長が報告することとし、平成21年3月から実施する。

収集した情報については、収集目的以外には使用しない。また、収集した情報については、未公表部分について部外秘とするなど管理の徹底を図る。

③ 総合評価に係るマスキング及び事後審査方式の導入

ア 総合評価に係るマスキング及び事後審査方式の導入

総合評価に係る技術提案の審査については、入札参加者名の漏洩防止、恣意的な審査の排除の観点から平成20年9月に手続規程を策定し、企業名等をマスキングした上で、入札後、技術提案の審査を行う取組を試行している（簡易型及び標準型の一部）。

上記のマスキング及び事後審査方式については、平成21年12月まで試行し、本局においてフォローアップを行うことにより、より適正・円滑な業務運営を行う。

イ 技術審査業務の発注に係る情報管理等の徹底

技術審査業務については、入札参加者の情報管理の徹底を図る観点から、平成20年9月に手続規程を策定し、入札後に企業名等を伏せた技術資料を外注先に交付して審査補助業務を実施してきている。

平成21年度の審査補助業務発注に関しては、機密情報漏洩防止の観点から、業務履行前に受注者に対し誓約書の提出を求めることを入札説明書に記載する。また、当該誓約に違反して機密情報を漏洩した場合は、請負

契約書に基づき契約を解除するとともに、ペナルティの加重を行う。

(4) 談合・不正に係る疑義案件に係る調査の徹底

従前、公正入札調査委員会で審議を要するか否かの基準が明確ではなかった談合疑義案件について、本局は、疑義案件の類型化の検討を速やかに行い、各開発建設部の入札監視委員会の意見を聴取し、談合疑義事実処理マニュアルの改正を平成21年3月までに行う。これに基づく疑義案件の審議を平成21年4月から各開発建設部公正入札調査委員会でを行い、疑義案件の類型化について、不断の見直しを図るものとする。

なお、各開発建設部公正入札調査委員会での審議内容については、各開発建設部入札監視委員会に報告し、審議過程の監視の強化を図ることとする。また、各開発建設部公正入札調査委員会での審議結果は、本局事業振興部から公正取引委員会に速やかに通知する。

3. 職員に対するコンプライアンスへの取組の強化

度重なる不祥事の発生は、北海道開発行政に対する国民の信頼を大きく損ねる結果となっている。このことを全職員が重く受け止め、今後、同様の事態が生じないようにコンプライアンスへの取組を強化する。

また、職員一人一人が、開発局の使命と国民全体の奉仕者としての自覚を改めて強く認識し、責任と誇りを持って、公正かつ厳正な職務遂行に当たるべく、その決意と認識の共有を図る。

特に、受注企業の役職員等との関係については、その透明性を確保し、国家公務員としての倫理行動規準に則り、適切な関係保持に努める。

(1) 職員の意識改革の徹底

① 職員の意識改革に向けた取組

ア 全職員に対する取組

推進本部は、開発局の全職員に対して、一連の入札談合事案等の概要、関係法令、コンプライアンスの心構え等に関する周知徹底を引き続き確実に実施する。

また、事業者との応接方法や内部通報制度等の改正など、中間報告に基づく対策を実施するために必要な事項については、平成21年3月までに北海道開発局発注者綱紀保持マニュアルの改正を行い、職員に周知する。

推進本部の監修の下、適正に施策・業務を実施することの重要性や非違行為の結果「人生を棒に振ること」を具体的に示すことによってコンプラ

イアンスに対する理解を促進するため、今般の入札談合事案や国家公務員倫理法違反等の非違行為に係る違反事例集（違反事例と厳しいペナルティ）を平成21年6月までに作成し、全職員に配布する。

本局及び各開発建設部の全課所を対象に、平成21年度中に綱紀保持担当者等によるコンプライアンス講習（コンプライアンス出前講座）を実施する。

さらに、推進本部は、コンプライアンスに関する最新動向等について、継続的に情報提供し、コンプライアンス意識の風化を防ぐ。

イ 研修内容の見直し

コンプライアンスを定着させ、組織風土を改革していくため、平成21年度から推進本部の監修の下で、法令に関する知識の付与、不祥事発生リスクの把握及びその対応方策の検討等のコンプライアンスに関する幹部向け研修の新設や、階層別、入札契約担当職員向け研修の見直しを行う。各研修では、研修参加者の階層ごとに適切な達成目標を明らかにし、それに相応しい研修プログラムを設定する。

また、コンプライアンスに関する研修について、平成21年度末に、研修の実施状況をフォローアップするとともに、他機関、民間等の研修の実施状況を調査し、それらを踏まえ、研修計画、個々の研修内容、講義手法、ITの活用、局内講師の能力向上など、研修全般についての見直しを行う。

② 風通しの良い職場づくりへの具体的取組

組織の統括者である開発局長、開発建設部長及び事務所長は、職員の先頭に立って、開発局の組織風土を改革し、風通しの良い職場づくりに向けた活動に取り組む。

開発局長、次長、本局各部長及び部門統括ポストの課長並びに開発建設部長、次長及び事務所長は、現場訪問等による職員とのコミュニケーションの機会を積極的に増やし、職員に対して語りかけ、組織のトップとしてのメッセージを浸透させ、職員一人一人が、コンプライアンスを実践するとともに、責任と誇りをもって仕事に取り組むことができる環境作りを行う。

本局及び開発建設部の各課所長は、職場内ミーティング等を定期又は随時に開催し、職場内でのコミュニケーションを強化する取組を実践するとともに、コンプライアンスの徹底を図る。

推進本部は、平成21年度末までに、これらの取組の実施状況をフォロ

ーアップし、より効果的な取組につながるよう、内容の見直しを行う。

③ 幹部職員の宣言等

強化計画の策定とその対外公表に併せて、開発局として談合決別宣言を行う。また、開発局長及び各開発建設部長は、毎年度当初、法令遵守の宣誓等を行う。

(2) 受注企業の役職員等との適切な関係の確保

一連の入札談合事案において国家公務員倫理法（これに基づく命令を含む。以下同じ。）に違反する疑いの強い事例が見られたことから、推進本部は、国家公務員倫理法の遵守の徹底及び綱紀の肅正を図るため、開発局の全職員及び受注企業の役職員等に対し、訓示・対話やパンフレットの配布等を通じて、改めて周知徹底のための取組を継続的に実施する。

幹部職員等（個室を有する者全て）を訪問する受注企業の役職員等については、事前のアポイントメントを徹底する。また、受注企業の役職員等との応接に当たっては、オープンスペースの整備状況等を踏まえ、本局及び各開発建設部で対応ルールの明確化を図る。

各開発建設部の幹部職員の個室について、平成22年度末までに部長室以外は原則廃止する。

4. 監察機能の拡充・強化

入札契約に関する不正行為防止に向けた監察体制を拡充強化するため、平成21年4月に首席監察官、入札契約監察官（新設）、監察官及び監査官（以下「首席監察官等」という。）を開発局長直属の組織に改組する。首席監察官等は、毎年度、入札契約及びコンプライアンスへの取組状況に関する内部監査を重点的に実施する。

内部通報制度等については、首席監察官等の改組に併せて関係規程を改正し、平成21年度から、通報者による通報が容易となるよう通報窓口及び通報方法を拡充するとともに、その内容の周知を図り、職員が通報しやすい環境を整備する。

(1) 監察体制の拡充・強化

① 内部監査の強化

全ての開発建設部、事務所等を対象に、平成22年度末までに入札契約

に関する内部監査及び強化計画の推進状況に関する内部監査を実施する。

監査に当たっては、事務所等への立入検査を含む抜き打ち監査等を実施する。また、コンプライアンス徹底の観点から、幹部職員に対して面談等による内部監査を重点的に実施する。

監査結果は、毎年度、本局の推進本部に報告し、公表する。

② 発注者綱紀保持担当者の拡充

現行の発注者綱紀保持担当者（本局監察官及び開発建設部総務課長）に、本局入札契約監察官、開発建設部の総務担当次長、事務所副所長（事務）を追加することとし、平成21年3月までに北海道開発局発注者綱紀保持規程の改正を行う。

(2) 通報制度の拡充・強化

① 内部通報制度の拡充

本局は、内部通報制度及び外部からの不当な働きかけ防止に係る報告及び公表制度について、職員、元職員及び建設業界に対して、所要の制度改正後速やかに、説明会の開催、パンフレット等の配布を通じてその周知徹底を図る。

通報窓口については、現在の窓口に加え、新たに首席監察官及び4(1)②で追加した発注者綱紀保持担当者を加える。また、通報対象を発注事務のほか、職員の非違行為全般を含めたものとし、匿名による通報を受け付ける。このため、本局において平成21年3月までに規程改正を行う。

また、これらの制度の内容等を記載した携帯カードを作成し、平成21年6月までに全職員に配布する。

② 外部からの通報窓口の設置

本局及び各開発建設部に外部からの談合情報等を受け付ける通報窓口を設置する。また、本局及び各開発建設部のホームページに専用メールボックスを設置する。通報対象とする情報は、談合情報のほか、職員の非違行為全般に関する端緒情報も受け付けることとし、平成21年4月から運用を開始する。

Ⅲ 内部統制及びコンプライアンス強化計画のフォローアップ

開発局の内部統制及びコンプライアンスの強化を緊急かつ確実に実施する必要があることから、この強化計画の期間は平成22年度末までの2年間と

し、推進本部は、スピード感をもって徹底した改革を断行する。また、本計画の実施状況について定期的なフォローアップをするため、毎年度、第三者の参画を得て評価を実施し、内部統制等報告書を取りまとめて公表する。

(1) 計画期間及び各取組の工程表

本計画の計画期間は、2年間とする。

本計画記載の各取組は、別紙の工程表に基づき実施する。

計画期間終了時に、2年間全体の実施状況进行评估し、次期の対応を検討する。

(2) 強化計画の推進

本局の推進本部は、毎年度7月末までに第三者の参画を得て実施状況を評価し、その結果を内部統制等報告書として取りまとめ、公表する。

本局の推進本部は、評価の結果、必要に応じて強化計画を見直すとともに、本局及び開発建設部の各部長に改善を指示する。

付 記

河川改修工事に係る入札談合事案の裁判や、釧路管内の道路改良工事に係る競売入札妨害事案の捜査等の進展により、この強化計画の策定時に参酌されていなかった事情が判明し、当該事情に対応するために追加対策が必要となった場合には、速やかに強化計画の改訂を行うものとする。

内部統制及びコンプライアンス強化計画工程表

北海道開発局

実施項目	実施時期	備考			
			平成20年度	平成21年度	平成22年度
1 人事配置及び業務運営の見直し (1) 人事管理と人事配置の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・技術系職員の人事の一元化 ・主要ポストにおける交流の拡大 	<p>技術系職員の人事の一元化については、直ちに実施。必要な体制は平成22年度概算要求。</p> <p>主要ポストにおける交流の拡大は、平成21年度人事から実施(一部は、平成20年度から実施。)</p>	→	→	→
			→	→	→
(2) 業務運営の見直し		<p>総点検を実施し、速やかに改善を図り、平成21年度末までに結果をとりまとめ。</p>	→	→	→
2 入札契約のプロセスの見直し (1) 入札契約における業務分担の見直し			→	→	→
			→	→	→
(2) 競争性の一層の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・一般競争入札の拡大 ・直近上下位ランクへの競争参加の拡大 ・価格以外の多様な要素が考慮された競争 	<p>平成21年3月までに規程改正し、4月から実施。</p> <p>平成21年3月までに規程改正し、4月から実施。</p> <p>平成19年10月から実施。標準的な評価項目や得点配分などについて毎年見直す。</p>	→	→	→
			→	→	→
(3) 情報公開の徹底と機密情報管理体制の厳格化	<ul style="list-style-type: none"> ・情報公開の徹底 ・予定価格の徹底管理 ・工事費積算システムの改良 	<p>契約に関する情報公開を引き続き実施し、一貫性のある情報開示の方法等を平成21年6月までに検討。</p> <p>平成21年3月までに所要の規程を策定し、4月から試行。平成22年1月に状況を調査、入札スケジュールを見直し。</p> <p>全ての工事で工事費まで出力できるのは管理職員に限定(平成20年10月実施済)。</p>	→	→	→
			→	→	→
	<ul style="list-style-type: none"> ・企業名についての情報に接する者の制限 ・工事発注計画に関する情報収集ルールの明確化 ・総合評価に係るマスキング及び事後審査方式の導入 ・技術審査業務の発注に係る情報管理等の徹底 	<p>システムの改良について、平成21年4月から準備に着手。</p> <p>平成21年3月から実施。</p> <p>平成20年9月から試行。</p> <p>平成20年9月から実施。</p>	→	→	→
			→	→	→

内部統制及びコンプライアンス強化計画工程表

北海道開発局

実施項目	実施項目	実施時期			備考
		平成20年度	平成21年度	平成22年度	
(4) 談合・不正に係る疑義案件に係る調査の徹底		↑	↑	平成21年3月までにマニュアル改定し、4月から実施。
3 職員に対するコンプライアンスへの取組の強化	<ul style="list-style-type: none"> 全職員に対する取組 	↑	↑	発注者纏記保持マニュアルの改正(平成21年3月)、違反事例集の作成(平成21年6月)。全課所を対象にコンプライアンス講習会を平成21年度中に実施。
(1) 職員の意識改革の徹底	<ul style="list-style-type: none"> 研修内容の見直し 		↑	↑	平成21年度からコンプライアンスに関する研修を見直し。平成21年度末に実施状況をフォローアップ。
	<ul style="list-style-type: none"> 風通しの良い職場づくりへの具体的取組 		↑	↑	計画策定後実施。平成21年度末に実施状況をフォローアップ。
	<ul style="list-style-type: none"> 幹部職員の宣言等 	●			計画策定と同時に実施。以降、毎年度実施。
(2) 受注企業の役員等との適切な関係の確保			↑	↑	計画策定後、実施(アポイント徹底等)。開発建設部幹部個室は、部長室以外は平成22年度末までに原則廃止。
4 監察機能の拡充・強化	<ul style="list-style-type: none"> 監察体制の拡充強化 		●		平成21年4月から監察体制を強化。
(1) 監察体制の拡充・強化	<ul style="list-style-type: none"> 内部監査の強化 		↑	↑	平成22年度末までに全課所を対象に入札契約・強化計画の推進状況に関する内部監査を実施。
(2) 通報制度の拡充・強化	<ul style="list-style-type: none"> 発注者纏記保持担当者の拡充 内部通報制度の拡充 	↑	↑	平成21年3月までに期程改正し、4月から実施。(内部通報制度の内容等記載の携帯カードは平成21年6月までに職員配布。)
	<ul style="list-style-type: none"> 外部からの通報窓口の設置 		↑	↑	平成21年4月から実施。